

## 広島県選挙管理委員会告示第三十二号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年六月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所 在 地	取消年月日
立花公民館	尾道市向島町立花一三八五番地二	平成二〇〇年四月三〇日